

●香川県告示第253号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月9日

香川県知事 池 田 豊 人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

香川県高松市屋島西町305番地

協和化学工業株式会社 代表取締役会長 大石 俊二

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市林田町4035番地

協和化学工業株式会社 坂出工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	特定事業場から排出される水の処理施設	
能	力	6,000 m ³ /日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
	使用開始予定年月日	令和4年10月1日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.0~12	7.0~12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	3	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3	10
	浮遊物質 (mg/L)	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	10	100
	りん含有量 (mg/L)	0.3	0.3
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		2,100	3,900

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	凝集沈殿
能	力	6,000 m ³ /日
汚水等の処理方式		凝集沈殿
工 期 等	工事着手予定年月日	既設
	工事完成予定年月日	既設
	使用開始予定年月日	既設
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用

処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	7.0~12	7.0~12	7.0~12	7.0~12
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	3	10	3	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	3	10	3	10
	浮遊物質 (mg/L)	500	1,000	20	30
	窒素含有量 (mg/L)	10	100	10	100
	りん含有量 (mg/L)	0.3	5	0.3	5
排出される汚水等の量(m ³ /日)		2,100	3,900	2,100	3,900

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No.1	
排出水 の汚染 状態	項 目	通 常	最 大
			水素イオン濃度
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	1.9	10
	化学的酸素要求量 (mg/L)	1.9	10
	浮遊物質 (mg/L)	13	25
	窒素含有量 (mg/L)	10	100
	りん含有量 (mg/L)	0.3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	0	10
	ほう素濃度 (mg/L)	3.5	10
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	1	5
排出水の量 (m ³ /日)		24,073	37,039

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和4年9月9日から同月30日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市生活環境課